

特集 みんなで創る、わたしたちのまち

登別市まちづくり基本条例（素案）

章名	条 項	解 説
第7章 議会の役割	<p>（議会の役割と責務）</p> <p>第22条 議会は、広い視野に立ってまちづくりの課題を明らかにし、自由に議論をするよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市民を代表して最終的意思を決定する議決機関として、市民の意思が市政の運営に反映するよう活動しなければならない。</p> <p>3 議会は、市民のニーズに対応した政策立案に積極的に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、市の事務事業が公平・効率的に執行されているかどうか、市民の立場に立って監視し、けん制しなければならない。</p> <p>5 議会は、議会改革に努め、議会の持つ情報を市民と共有できるように努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、議会がその役割と責務として、広い視野に立ってまちづくりの課題を明らかにし、自由に討議するよう定めるとともに、意思決定、政策立案、監視機能、情報公開について定めているものです。</p>
第8章 市民、市長、議員及び職員の責務	<p>（市民の責務）</p> <p>第23条 私たち市民は、まちづくりの主体であることを認識し、互いに協力・助け合いながら、まちづくりの基本理念に基づき、市との協働のまちづくりを進め、市の発展に寄与するよう努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、市民は、まちづくりの主體的な担い手であるという自覚と、互いに協力し助け合うなど思いやりを持って、まちづくりの基本理念のもとに一人ひとりの役割を果たしながら、市と協働して市の発展に寄与していくことを定めているものです。</p>
	<p>（市長の責務）</p> <p>第24条 市長は、まちづくりの基本理念を遵守し、市民とともに自主・自立のまちづくりの推進に努め、市民の負託に応えなければならない。</p>	
	<p>（議員の責務）</p> <p>第25条 議員は、この条例に定めるまちづくりの基本理念を遵守し、市民の福祉向上に努めなければならない。</p>	
	<p>（職員の責務）</p> <p>第26条 職員は、その職責が市民の信託に由来することを自覚し、この条例に定めるまちづくりの基本理念及びこれに基づいて創設される制度を遵守して職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、まちづくりを推進するため、その活動に積極的に参画するよう努めなければならない。</p> <p>3 職員は、まちづくりの課題を解決するため、必要な知識、技能の習得に努めなければならない。</p> <p>4 職員は、他の職員が市の行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼をき損するような行為を行っていることを知ったときは、その事実を市長に報告しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、職員は、その職責が市民の信託に基づいていることを自覚するとともに、常に法令等を守り、責任を果たすことを定めています。</p> <p>また、職員は、まちづくりに積極的に参画すること、常に自己研鑽に努めること、他の職員が法令等に違反していることが分ったときには、報告する義務があることを定めているものです。</p>
第9章 最高規範性と市民自治推進委員会	<p>（最高規範性）</p> <p>第27条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃にあたって、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、この条例が、市の条例の頂点に立つ最高規範であることを定めているとともに、他の条例はこの条例との整合性を図らなければならないことを定めているものです。</p>
	<p>（市民自治推進委員会の設置）</p> <p>第28条 この条例の目的を達成するため、市に登別市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 市民自治の推進に関すること</p> <p>(2) 市民と行政の協働のあり方に関すること</p> <p>(3) この条例の見直しに関すること</p> <p>(4) その他</p> <p>3 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条項は、この条例について検討してきた「登別市まちづくり基本条例検討委員会」の提言をもとに定めています。</p> <p>検討委員会では、市民がこの条例の趣旨を理解し、市民活動に生かしていくには、市民自らが話し合いながら「条例を育てていく」という姿勢が重要であるとの考えから、「市民自治推進委員会」を設けることとしたものです。</p> <p>第1項は、この条例の目的である「公正・公平を原則とする開かれた市民自治」の達成に向けて、「市民自治推進委員会」を設けることを定めているものです。</p> <p>第2項は、委員会は、市民自治の推進、市民と協働のあり方、条例の見直し等について、審議することを定めているものです。</p> <p>第3項は、委員の任期など委員会の詳細については、別に定めることとしているものです。</p>

ご意見・
お問い合わせは
企画グループ

〒059-8701
中央町6丁目11
☎1122 FAX1108
Eメール: plan-kikaku
@city.noboribetsu.
hokkaido.jp

市は、この条例素案について、皆様のご意見を募集します。
お寄せいただいたご意見を参考に、6月に『登別市まちづくり基本条例』をまとめる予定です。

お寄せいただいたご意見・情報は、市の考えとともに整理し、公表することとしています。なお、個々のご意見や情報に対して、直接の回答はできませんので、ご理解をお願いします。

募集方法

- ・書面・郵便・ファクス・Eメールで企画グループ
- ・市役所1階市民コーナー、市民会館、各支所に設置する意見箱に書面で投函

皆様のご意見を的確に受け止めるため、匿名でのご意見は受け付けしないこととしています。ご意見には、住所・氏名・事業所名または学校名などを明記してください。なお、住所・氏名などは公表しません。

募集期間 5月16日(月)まで

- 対象
- ・市内に住所を有する方
 - ・市内に事務所や事業所を有する個人と法人、そのほかの団体
 - ・市内の事務所や事業所に勤務する方
 - ・市内の学校に在学する方

「ご意見をお寄せください」